

野山に放れ居る猪のみにて、其は漢國にて野猪と云、崇峻紀には山猪とあり、人家に養る猪は豕にて、俗に夫多と云、豕と云も同物なり、豕を韋能古と云は、たゞ猪と云ことにて、鹿を加古と云、馬を古麻と云と同じ猪の子のよしには非ず、猪之子は豚字なり、

〔日本書紀十六〕十一年賢仁八月、億計天皇崩中略太子武甫知、鮪曾得影媛、悉覺父子平群鳥、鮪臣

無敬之狀略中、戮鮪臣於乃樂山略中、影媛收理既畢、臨欲還家、悲哽而言、苦哉今日失我愛夫、即便灑

涕、愴矣、纏心歌曰、婀娜爾與志乃樂、能婆娑摩爾、斯々貳暮能、瀾逗矩陞御暮黎、瀾儺曾々矩、思寐能和俱吾鳴、阿娑理逗那偉能古、

〔續日本紀八元〕養老二年四月丙辰、筑後守正五位下道君首名卒、首名少治律令、曉習吏職、和銅末出

爲筑後守、兼治肥後國、勸人生業、爲制修教耕營、頃畝樹菓菜、下及雞豚、皆有章程、曲盡事宜、五年七

月庚午、詔曰略中、宜其放鷹、司鷹狗、大膳職、顯類諸國、鷄猪、悉放本處、令遂其性、

〔土佐軍記下〕土佐寄船事

慶長元年九月八日、元親公居城長家ノ森種崎ノ麓、葛木濱浦戸ノ湊へ夥敷唐船ヨリ來ル、元親公軍兵ヲツカハシ、此船湊へ引ヨスル、是ハ南蠻ノ内延須蠻ト云國へ通船也略中、右ノ趣ヲ元親公ヨリ秀吉卿へ言上アリ、時ヲ不移、増田右衛門尉ヲ遣シ、船中ヲ改ルニ、アフムト云鳥并豕射干等アリ、

〔太閤記十六〕土佐國寄船之事

土州長曾我部居城ちようかの森かつら濱うら戸の湊より、十八里沖におびたゞしき大船、慶長元年九月八日寄來之旨、長曾我部方へ告來りしなり、則小船を仕立見せにつかはしければ、南蠻國よりのびすばんと云ふ國へ商賣のため通ふ舟にて侍りけるが略中、歸朝の御いとま申上ければ、入べき物どもを注文を取て下行せしめつかはし、申べきむねなるによつて、注文を出し候へと、長盛申つかはしければ、八木五百石、豚百、雞千疋と申上けり、